

ご 案 内

本件は、現況調査報告書、評価書及び同補充書
に記載の物件のうち、物件番号2のみが売却の対
象となっておりますので、ご注意ください。

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

ご注意ください！

この競売事件は、
広島地裁本庁で取扱っています。

入札その他の手続きの際には、必ず、
**広島地方裁判所本庁の事件番号（「期間
入札の公告」に記載してある事件番号）**
で行ってください。

なお、**入札手続等は、広島地方裁判所
本庁の執行官が取り扱います。**入札書を
誤って**呉支部又は三次支部に提出すると**
無効になりますのでご注意ください。

★お問い合わせ先★

○ファイルについてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁民事第4部不動産執行係

TEL（082）502－1392

○入札手続についてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁執行官室

TEL（082）228－0421（代表）

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 28 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 早 志 英 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 14 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 5 月 20 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 5 月 23 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 6 月 12 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 5 月 27 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 5 月 27 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

2 所 在 豊田郡大崎上島町中野字中之江4366番地1

家屋 番号 4366番1

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺，陸屋根2階建

床 面 積 1階 141.26平方メートル
2階 105.93平方メートル



※
の
※

物 件 明 細 書

令和 7年 3月26日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 太 田 博 子

1 不動産の表示

【物件番号2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号2】

売却対象外の土地(地番4366番1)につき、本件建物のために法定地上権が成立する。

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

2 所 在 豊田郡大崎上島町中野字中之江4366番地1

家屋 番号 4366番1

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺, 陸屋根2階建

床 面 積 1階 141.26平方メートル
2階 105.93平方メートル



令和 6 年(ヌ)第 5 9 号
令和 6 年11月25日受理
令和 6 年12月26日提出

現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 林 隆 也

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 豊田郡大崎上島町中野字中之江 |
| | 地 番 | 4 3 6 6 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 5 6 . 1 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 豊田郡大崎上島町中野字中之江 4 3 6 6 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 4 3 6 6 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺, 陸屋根 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 4 1 . 2 6 平方メートル
2 階 1 0 5 . 9 3 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	広島県豊田郡大崎上島町中野4409番地		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図（法第14条第1項地図）のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	本土地は北東側が大崎上島町道（中之江1号線）に接面している。		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述要旨等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述要旨等
■ A (所有者の配偶者)	1 本件建物では私と夫である所有者及び子の3人で暮らしています。 2 以前、本件建物内で小型犬2匹を飼育していましたが、現在はいません。 3 本件建物に特段の不具合はありません。

(執行官の意見用)

執行官の意見
本件土地建物の状況は、別紙建物図面（各階平面図）、建物間取図（物件2・見取図）及び添付写真のとおりであり、本件建物内の状況から、同建物には関係人の陳述に沿った占有が認められた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年12月2日（月） 12：35－12：50	広島法務局東広島支局	公図、建物図面、登記事項要約書等交付申請
令和6年12月2日（月） 14：30－14：40	大崎上島町役場	建物課税等調査、接道調査
令和6年12月2日（月） 15：00－15：20	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
令和6年12月24日（火） 14：45－15：15	物件所在地	Aと面談 占有関係・間取等調査、写真撮影（評価人同行）

(特記事項)

☒ 令和6年12月24日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行し、立会人を立ち会わせて調査を実施した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



請求部	所在	豊田郡大崎上島町中野字中之江				地番	4366番1			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	川	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地図図
作成年月日	平成11年3月				備付年月日(原図)	平成13年12月17日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した出図である。

令和6年12月2日
広島法務局東広島支局
登記官

請求番号: 12-1
(1/1)

(5 枚目)

縮小(A3→A4)
公用

登記年月日：平成15年6月4日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年12月2日 広島法務局東広島支局 登記官

2540536

各階平面図

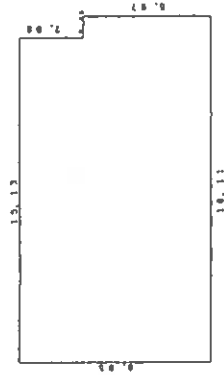
平成15年6月4日 登記

建物図面

家屋番号 4366番1

建物の所在 豊田郡大崎上島町中野字中之江4366番地1

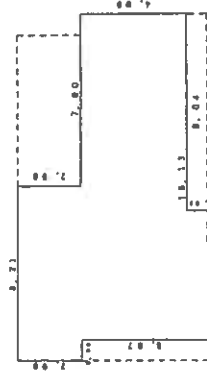
1階



求積表

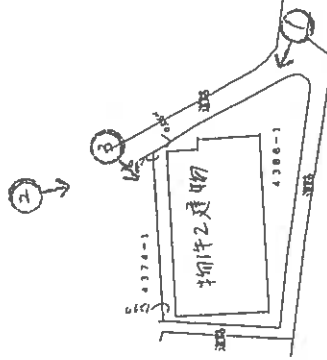
1	15.13 X 2.98	=	45.0874
2	10.11 X 5.97	=	60.3567
	合計		141.2041
	床面積		141.20㎡

2階



求積表

1	8.21 X 2.98	=	24.4658
2	15.13 X 4.90	=	75.1370
3	8.09 X 0.98	=	7.9282
	合計		107.5310
	床面積		107.53㎡



作製者

日作製)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(広島県土地家屋調査士会用品)

縮小(A3→A4)

凡例 写真撮影方向

建物間取図（物件2・見取図）

1階

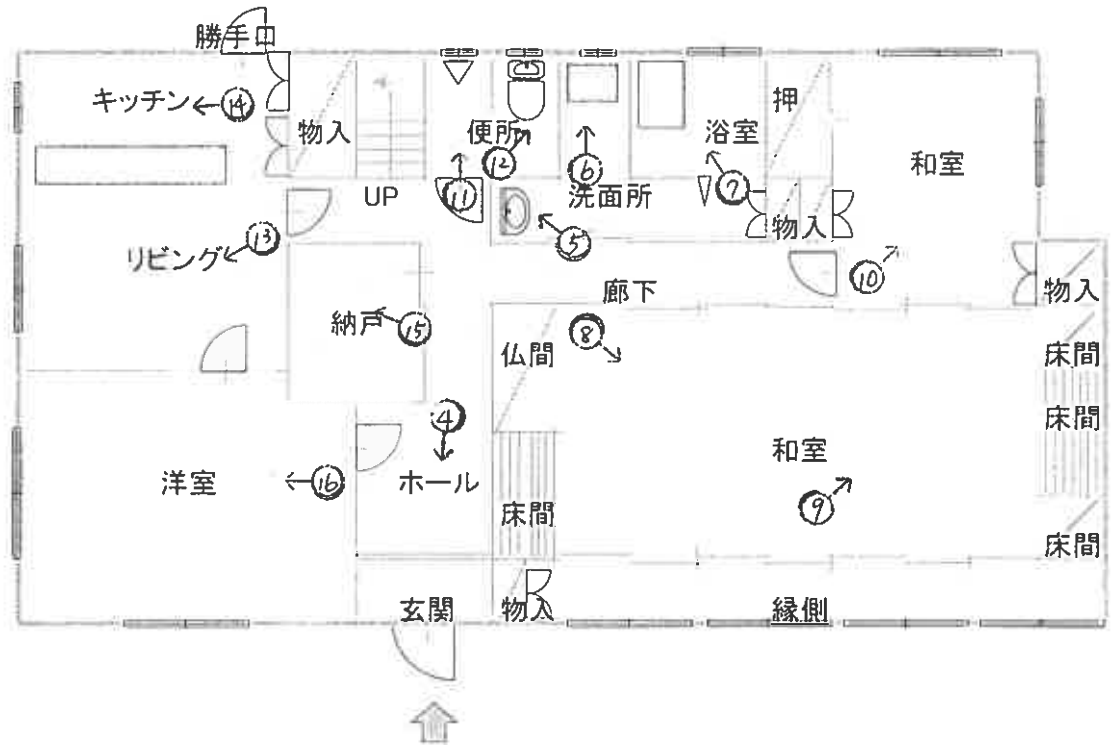


写真1



写真2



大崎上島町道（中之江1号線）

写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



写真1 3



写真1 4



写真1 5



写真1 6



写真1 7



写真1 8



写真19



写真20



写真21



写真 2 2



写真 2 3



写真 2 4





令和 6 年(ヌ) 第 59 号
令和 6 年 12 月 24 日 現地調査
令和 7 年 1 月 9 日 評 価

広島地方裁判所 御中

補 充 書

評価人 不動産鑑定士

三宅 功

印

第1 評価額

物件1(土地)	金 907,000円
物件2(建物)	金 1,527,000円

- 1 物件1、物件2を個別売却することを前提として算出した価格である。
- 2 物件1の価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

2 評価額の判定

令和6年（ヌ）第59号の「評価書」記載のP.2～P.6を参照のこと。

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

（1）土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	2,492,000	0.35 法定地上権	872,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 35 %と査定した。

（2）内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	2,492,000	- 872,000		0.80	0.70	907,000
2	1,854,000	+ 872,000	1.00	0.80	0.70	1,527,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：物件1：底地のみの評価の場合の更なる市場性の減退を考慮した。

物件2：敷地利用権付きの建物のみを個別評価する場合の、更なる市場性の減退を考慮した。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

令和 6 年 (又) 第 59 号
令和 6 年 12 月 24 日 現地調査
令和 7 年 1 月 9 日 評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

三宅 功

印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3,042,000円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1,134,000円
物件 2 (建物)	金 1,908,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	豊田郡大崎上島町中野字中之江 4366番1 宅地 256.14m ²	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	豊田郡大崎上島町中野字中之江4366番地1 4366番1 居宅 木造瓦葺、陸屋根2階建 1階 141.26m ² 2階 105.93m ² 延べ 247.19m ²	同左
番号	特記事項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	「大西」 桟橋の南東方・直線距離約500m バス停「大西」の至近		
付 近 の 状 況	付近は、一般住宅が建ち並ぶ住宅地域。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	都市計画区域外 — — — — 土砂災害警戒区域	
画 地 条 件	規模 256.14 m ²	間口 約 15 m 奥行 約 19 m 形状 台形 接面状況 三方路 その他 地勢平坦	
接面道路の状況	北東側 約 1.8 m 簡易舗装 南側 約 1 m 簡易舗装 西側 約 1 m 未舗装	町道 高低差：等高 里道 高低差：等高 里道 高低差：等高	
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は戸建住宅 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。	
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし 下記特記事項参照 ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。	
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。	
特 記 事 項	現地調査からは土壌汚染に係る端緒は発見されなかった。 現地調査においてLPガスを確認した。		

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：昭和 40 年 10 月 1 日 新築 平成 15 年 5 月 26 日 増築 経 過 年 数：約 59 年 経済的残存耐用年数：約 5 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： サイディングボード 内 壁： クロス貼り、砂壁等 天 井： クロス貼り等 床： 畳、フローリング等 設 備： 電気、給排水等 その他： ー
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	増築時に外壁、屋根等のリフォーム工事が施工されているものと推察される。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	10,600	1.02	256.14	0.90	1	2,492,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員1.8m舗装町道に等高接面する地積約200㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価調査基準地（大崎上島(県)-1）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
14,900	$\frac{99}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{139}$	10,600

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： なし

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

角地	1.02
相乗積	1.02

（西側未舗装里道は効用なしと査定した。）

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
2	150,000	247.19	0.05	1	1,854,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
59 年	5 年	64 年

残価率	観察減価
3 %	50 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.05$$

エ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	2,492,000	0.35 法定地上権	872,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 35 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	2,492,000	- 872,000		1.00	0.70	1,134,000
2	1,854,000	+ 872,000	1.00	1.00	0.70	1,908,000
一括価格 (合計)						3,042,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査基準地（大崎上島(県)-1)

所 在 : 豊田郡大崎上島町中野字加淵4596番12
価 格 : 14,900円/㎡
位 置 : 「大西」栈橋の東方道路距離約300m
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 517㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 北側6.4m県道
用 途 指 定 等 : 都市計画区域外
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅の中に事業所等も見られる住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1	1,993,793 円	（1㎡当たり 7,784 円）、	課税地積	256.14 ㎡
物件2	2,533,422 円	（1㎡当たり 11,873 円）、	課税床面積	213.38 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

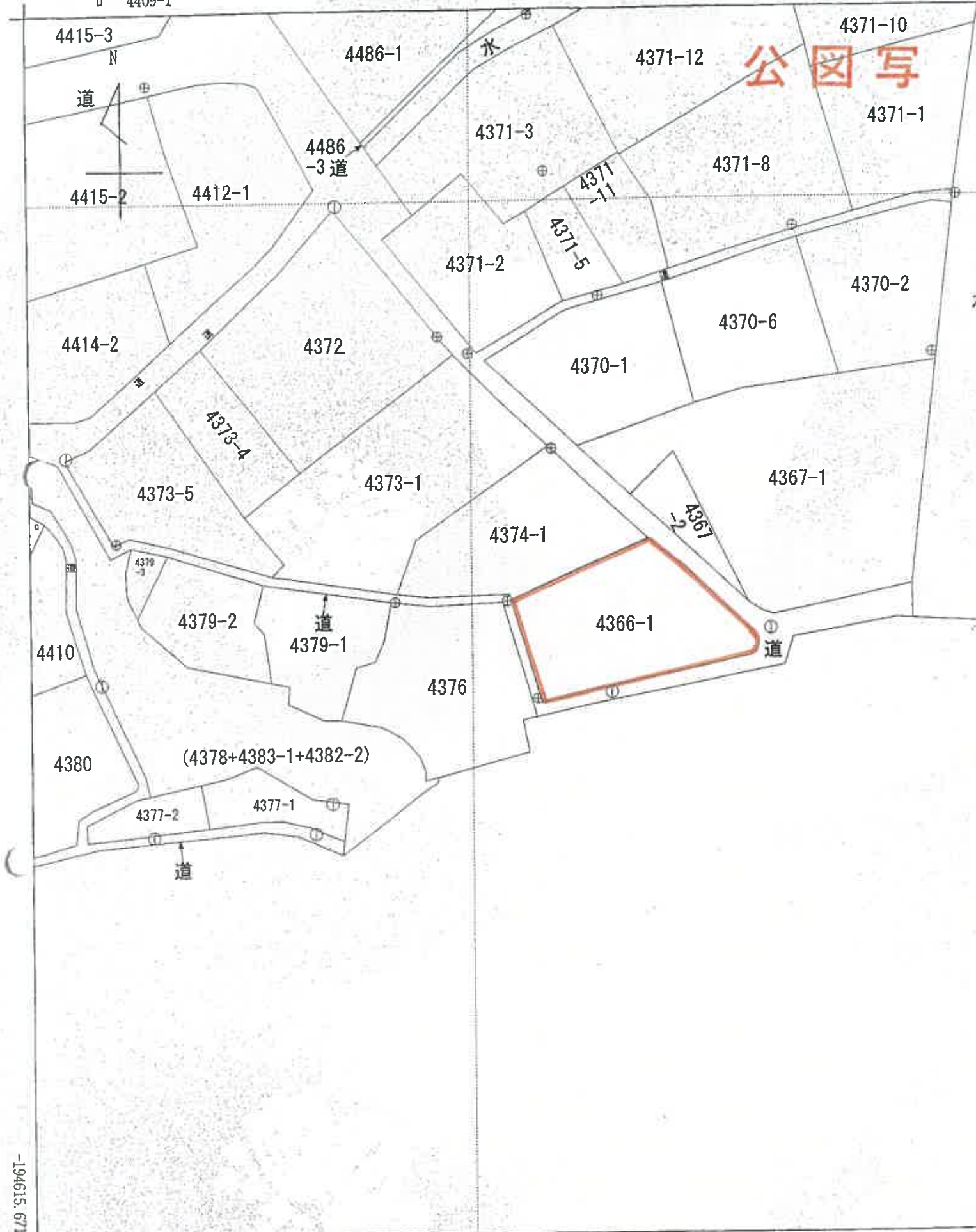
- 1 受命物件の位置図（大崎上島町「白図」縮尺1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 4 建物間取図（見取図）

以 上



4486-2
4409-1

(座標)



+65724.070

(座標値種別: 測量成果)

-194615.671

2540536

各階平面図

4366番1

建物凶面

豊田郡大崎上島町中野字中之江4366番地1

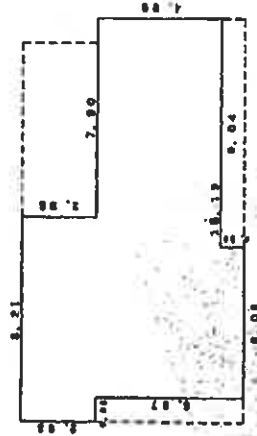
1階



求積表

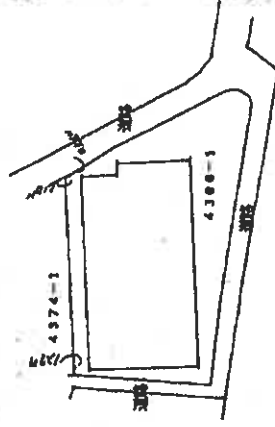
1	15.13 X 2.98 = 45.0874
2	16.11 X 5.97 = 96.1767
合計 141.2641	
床面積 141.26 m ²	

2階



求積表

1	8.21 X 2.88 = 24.4658
2	13.13 X 4.89 = 75.4987
3	6.04 X 0.98 = 5.9832
合計 105.9327	
床面積 105.93 m ²	



縮小B4→A4

作製者

日作製)

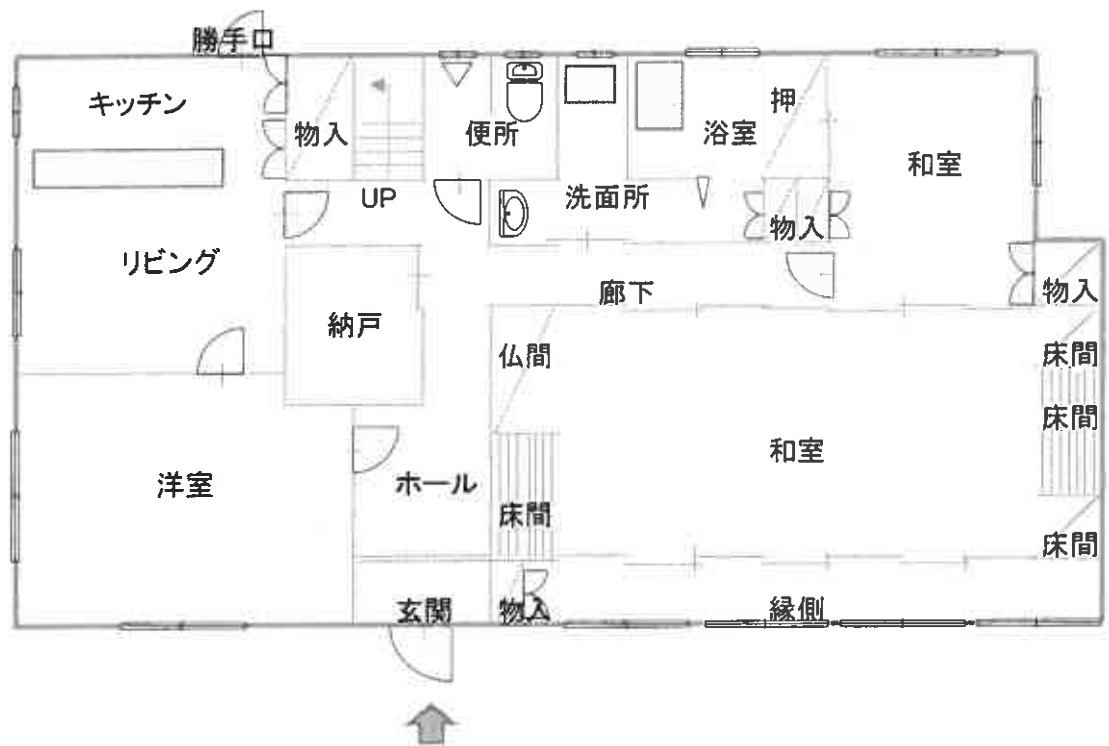
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

建物間取図 (物件2・見取図)

1階



2階



建築面積	
1階	141.26㎡
2階	105.93㎡
合計	247.19㎡

